

川崎市立土橋小学校PTA規約細則

第1章 役員・会計監査委員の補充

- 第1条 会長に欠員が生じたときは、副会長がこれにあたる。
- 第2条 会長以外の役員および会計監査委員に欠員が生じたときは、役員運営委員会がこれを補充する。
- 第3条 第2条を決定したときは、全会員に知らせなければならない。

第2章 各種委員会および委員の決定

- 第4条 各種委員会の構成は、次の通りとする。
- 1 各種委員会に次の2委員会をおく。
広報委員会 校外委員会
 - 2 各委員は希望者より選出する。
 - 3 各委員会は希望者より選出された委員によって構成し、教職員がこれに加わる。
 - 4 各委員会にリーダーをおく。
- 第5条 各種委員会の任務は、次の通りとする。
- 1 広報委員会は、会報を発行して、学校の教育・本会の活動ならびに会員の意見などを広報し、会員相互の理解を深め、協力を高める。
 - 2 校外委員会は、児童の校外生活の指導および交通対策ならびに地域の教育環境の向上をはかる。
- 第6条 各種委員会は、必要に応じて会長の了承を得て委員長が招集し、役員はこれに出席することができる。

第3章 役員準備委員の決定

- 第7条 役員準備委員は役員より構成する。

第4章 学校運営協議会保護者代表委員の選出・補充

- 第8条 学校運営協議会保護者代表委員は、次のように選出する。
- 1 会長推薦によって選出する。
 - 2 任期は、3年までとする。ただし、1回のみ再選することができる。
 - 3 欠員が生じた場合、会長推薦によって補充する。

第5章 その他

- 第9条 本会の慶弔・見舞・旅費規定を別に内規として定める。
- 第10条 本会の個人情報取扱規則を別に内規として定める。
- 第11条 本会のサークル内規を別に内規として定める。

第6章 改正

- 第12条 この細則の改正は、役員運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

- 1 この細則は平成18年（2006年）6月28日より実施する。
- 2 この細則は平成19年（2007年）5月23日一部改定。
- 3 この細則は平成25年（2013年）3月6日に一部改定。
同年3月6日より実施する。
- 4 この細則は平成27年（2015年）7月6日に一部改定。
同年7月6日より実施する。
- 5 この細則は平成29年（2017年）12月1日に一部改定。
同年12月1日より実施する。
- 6 この細則は平成30年（2018年）3月6日に一部改定。
同年3月6日より実施する。
- 7 この細則は平成30年（2018年）11月5日に一部改定。
同年11月5日より実施する。
- 8 この細則は平成31年（2019年）2月5日に一部改定。
同年2月5日より実施する。
- 9 この細則は令和4年（2022年）10月3日に一部改定。
令和5年（2023年）4月1日より実施する。